

自治基本条例検討委員会 報告書(案)市民討論会 意見の整理

対象項目	意見概要	個別意見	番号	
総則的部分				
2 前文について	・前文は一般的・抽象的な概念で表現すべき(1件)	・法令の前文としては視野が狭いのではないかと。もっと一般的・抽象的な文言でもよいのではないかと。	1	
	・前文はインパクトのある表現にするべき(1件)	・条例制定の必要性が一般的すぎる。委員以外の市民にインパクトがないと思う。	2	
	・前文は市民に身近な表現にするべき(1件)	・市民一人ひとりが、自分の条例と思えるようなアプローチが必要である。	3	
	・前文は恒常的な文章にするべき(3件)	・条例制定の背景は最高規範というある程度永続性を前提とする条例にも必要か。	4	
		・時代背景を限定せず、恒常的な文章にしてはどうか(どのような時代と情勢でも活かされるような表現に)。	5	
		・課題には触れなくてよい。	6	
	・前文には公共の担い手の変遷(行政から市民へ)を条例の必要性として盛り込むべき(2件)	・条例の必要性について「全てを行ってきた行政から市民に」という説明がない。	7	
		・公の役割が時代により変遷するということを市民にわかりやすく説明することが必要である。	8	
	・前文には既存制度を市民が組み立て直したという規定を盛り込むべき(1件)	・既存の諸制度(自治法その他の法令や制度等)を主権者である地域市民の視点から「組み立て直した」のがこの条例であるということを明記するべきでは。	9	
	・前文の「多摩川と多摩丘陵の恵みを受け」ということとあわせて、「先人の労苦の恩恵」を盛り込むべき(1件)	・「多摩川と多摩丘陵の恵みを受け」ということは理解できるが、そのような自然の恵みとあわせて、「先人の労苦の恩恵」ということは省けないのでは(二ヶ領用水、歴史的建造物など)。	10	
	・前文には川崎市市域という空間、自然等を含めて表現してほしい(1件)	・川崎市市域という空間、自然等を含めて表現してほしい。	11	
	・前文で「信託」を規定する場合、後半でその具体的内容を明らかにすべきである(1件)	・「信託」は積極的な意思を感じる言葉だと思うが、大多数の人がそのような意識を持っているかどうか疑問を感じる(条例後半で具体策を明らかにするとよ)	12	
	・「地球市民」は「地球人」にしてほしい(1件)	・「地球市民」ではなく「地球人」でよいのでは。	13	
	・「こころ豊かに...まちを作るため」の「作る」の意味を教えてほしい(1件)	・「こころ豊かに...まちを作るため」の「作る」には意味があるのか。	14	
	・前文には行政の目的(=公共の福祉の向上)を盛り込むべき(1件)	・行政の目的を明記するべきである。市長以下の行政の目的は市民の公共福祉の向上に尽きること。この姿勢から市民との協働が生まれる。	15	
	・前文には市民の権利を盛り込むべき(1件)	・市民の権利を高く謳うべき。	16	
	・前文には少子化への対応を盛り込むべき(1件)	・今世紀的な問題である少子化対応を盛り込むべき(生み育てる人の安全性を)。	17	
	・前文を条例に盛り込まなくてもよいのでは(1件)	・文句の付けようがない美しい言葉が並べられているが、あえて条例に盛り込む意義があるのかよくわからない。	18	
3 条例の位置づけ	・最高規範性を担保する規定を具体的に規定すべき(5件)	・自治基本条例が真の最高規範になるように、現在できるだけの手立てや書き方をしておくべき。	19	
		・関連法規、条例との整合性をどうとるかを明記すべきである。	20	
		・市の最高規範である条例と他の条例とのバランスをどうとっていくのか。	21	
		・条例の拘束力をどのように考えているのか。	22	
		・自治基本条例について、隣接する市との運動や県行政への対応をどうするのか不明。	23	
	・地方自治法と自治基本条例の関係について教えてほしい(1件)	・地方自治法と自治基本条例の関係について教えてほしい。	24	
	(感想)	・全国に先駆けた自治基本条例を高く評価する。また、最高規範性の規定は見習うべきものである。	25	
4 定義	市民	・市民は納税者に限定すべき(1件)	・市民は、市に在住する納税者(人、事業者)にすべきである。	26
		・市民の定義に外国人市民が含まれることをより積極的に表現すべき(1件)	・市民の定義には外国人市民も含まれると思うが、もっと積極的に表現ができないか。	27
		・住民投票制度の規定における「住民」と「市民」の違いを説明すべき(1件)	・市民の権利、責務の規定では「市民」となっているが、住民投票の規定では、「住民」となっている。これでは権利の一つが制限されることになると思う。制限も一つの考えではあるが説明が必要である。	28
	協働	・協働の定義として、他にNPOと行政、事業者と市民等々との関係を規定すべき(1件)	・協働の定義は、現在の規定の意味の他に、NPOと行政、事業者と市民等々を含めるべきである。また、契約による役割分担を明確にする必要がある。	29
		・協働は、パートナーシップと考えてよいのか(1件)	・協働は、パートナーシップと考えてよいのか。	30
	その他	・市の定義を規定すべき(1件)	・「市」の定義は。報告書案には「市」という表現が多くあるが、「市」とは何を指すのか。	31
	5 基本理念	・文章を簡潔にすべき(1件)	・一文が少し長いので、短くした方がよい。	32
・市民はすべてを市に信託しているのではないことを規定すべき(1件)		・信託とは、100%信託することではない。そこが表現されていないのでは。	33	
・大きな見地から市民自治を捉えるべき(1件)		・「主権者である市民の発意と自由意思に基づき」とあるが大きな問題が起きたとき、当該市民の意識だけを振りかざすのはどうか(地域エゴ)。もっと大きな見地が必要とされているのではないかと。	34	
・「市民の福祉」を盛り込むべきか(1件)		・究極の目標は市民の福祉なのか(文面からはそう読みとれる)。福祉の意味をひろく解釈することに無理があると思う。	35	
・協働を市民自治の背景とする規定を盛り込むべき(1件)		・コラボレート、協働の意識、認識が社会の大きな動きとしてあることが大切ではないか。それが自治の根底にあると考える。	36	
・市民自治の意味について教えてほしい(4件)		・市民自治とは、団体自治と住民自治をミックスさせたものか。	37	
		・団体自治と住民自治を除いた市民自治の領域は何か。	38	
		・市民が市政を主体的に担うということなのか。	39	
	・協働によりまちづくりを目指すことなのか。	40		
・行政は主体的であるべき(1件)	・行政自体ももっと主体的であってほしい。	41		
6 自治の基本原則	(参加の原則)	・参加は目的か手段か(1件)	・参加は目的か、手段か。	42
		・不参加により不利益を受けないという規定は妥当か(1件)	・参加しなければそれだけで不利益になるのでは。不参加でも不利益を受けないということに矛盾を感じている。	43
		・参加と協働の原則は別であることを明記すべき(1件)	・区の規定では、「参加と協働の原則に基づき」となっているが、統一するため、「参加と協働を原則とし、」としてはどうか。ただし、「参加の原則」と「協働の原則」は別々のものであることを明確にする必要がある。	44
		・参加の人材を確保するような規定を(1件)	・参加には人材の提供がなされるべきである。4人に1人が高齢者のため、川崎市民130万人の4分の1である32万人、そのうち活動可能な人の割合を4分の1として、8万人である。奉仕者の活用を。	45
	(協働の原則)	・協働は目的か手段か(1件)	・協働は目的なのか、手段なのか。	46
		・の規定をわかりやすくすべき(1件)	・の規定の意味がわからない。	47
		・「協働」という言葉の使用は避けるべき(1件)	・「協働」という一般化されていない言葉は使用しないこと。	48
		・ボランティア意識が協働か(1件)	・ボランティアをする意識は協働ではないか。	49
		・協働意識の欠落が独善的な行動を引き起こす(2件)	・独善的な行為には、協働するとともに生きるという意識が必要である。	50
			・協働意識の欠落が現在の環境破壊、不法投棄などの勝手な行動となる。	51

対象項目	意見概要	個別意見	番号	
自治の主体 それぞれの役割と責任				
1 市民				
(1)市民の権利	・権利同士が対立した時の対応を考慮すべき(1件)	・市民の権利が大切なことはわかるが、権利同士がぶつかる時にどのように調整を行うのか。	52	
	・権利と同様の責務を盛り込むべき(1件)	・権利の主張は簡単だが、権利(自由)の主張への見返りとなる行動の責務も同等に盛り込むべきである。	53	
(包括的権利)	・子どもの権利を考慮すべき(1件)	・自治に子どもの権利の視点を。	54	
	・「包括的権利」をあえて盛り込む必要はない(1件)	・包括的な権利については、憲法で明確に規定されているため、あえて自治基本条例で規定しなくてもよいのでは。	55	
(参加する権利)	・「包括的権利」とは、憲法の基本的人権を指すのか(1件)	・「包括的権利」とは、憲法の基本的人権を指すのか。	56	
	・議会の役割と市民参加の兼ね合いを考慮すべき(1件)	・議会との役割分担を明確にしないと、住民がすべてのことに参画した場合は、議会の議決権そのものを否定することになる。	57	
(意見を表明し、提案する権利)	・自己決定権を盛り込むべき(1件)	・「自己決定権」が必要である(自分たちの住む場所のことは自分たちで決定する(生活権))。例えば、小学校区の決定は住民主体に行われるべき。	58	
	・市民提案の仕組み(集約窓口)が必要(1件)	・市民提案を行政として集約できる機関(窓口)を設けることが大切である(できれば区単位で)。	59	
(2)市民の責務	・市長に市民提案ができる条例がほしい(1件)	・市民提案を直接市長に提案できる条例がほしい。	60	
	・市民の責務を規定する必要はない(1件)	・市民の責務は信義則(のためあえて条例に規定する必要があるのか)。	61	
の規定について	・「市民自治に対する責務」、「自治を担う責務」、「ともに創りあげていく責務」を盛り込みたい(1件)	・市民の責務として、「市民自治に対する責務」、「自治を担う責務」、「ともに創りあげていく責務」などを盛り込むことはできないか。	62	
	・市民が合意形成していくという表現を責務の中に盛り込むべき(1件)	・市民は個人的に意見を表明するだけではなく、合意形成を図り、地域の課題解決に取り組むことが必要である。合意形成していく面を強調できるとよい。	63	
の規定について	・A案に対する意見(20件)	・平和のうちに生存できる権利は市民の権利のためそのための努力が必要である。A案に賛成。	64	
		・A案に賛成。平和、安全は市民生活の基本であり、その状態を維持することは市民の努めである。	65	
		・平和については市民がそれを守る義務がある。A案に賛成。	66	
		・自律的市民を運営する市民自治(市民社会)である場合、A案であるべき。B、C案は国の優位性を前提とした意見ではないか。	67	
		・A案に賛成。市民ひとり一人が責任を負うことで平和が実現できる。	68	
		・唯一の被爆国家、憲法第9条に照らしてA案に賛成である。	69	
		・国の方向性が戦争を遂行するシステムづくりに邁進している昨今、平和への努力や責務がなければ早晩、国民=市民という名の下に戦争協力の義務が法制化される。(否、有事法制によってされている)。弱者の側に立つべきであり、A案を強化するべきである。	70	
		・A案でよいが、同等に市の責務も規定するべきである。	71	
		・A案に賛成。B、C案が出される理由が理解できない。	72	
		・A案は必要である。社会を構成する人の意識として、生活と社会の安全についての認識は持つべきである。	73	
		・「恒久の平和」を市民の責務の中に入れるべき。	74	
		・平和は不断の努力により成立するもののため、市民一人ひとりの自覚や努力(学習等を含む)が必要である。自立した市民の責務ではないか。	75	
		・自治の前提に平和を欠くことはできない。責務なしに権利はありえない。	76	
		・「地域社会の」平和と安全を守ることにしてはどうか。	77	
		・市民として犯罪の無い社会を望むことは当然ではないか。	78	
		・「安全」という言葉の中には、まちの安全など現代的な意味があるため、それを守ることは市民自らである。	79	
		・川崎市は非核宣言を行った都市であり、平和は市民の文化でもある。市民の平和意識を醸成する場が必要である。	80	
		・総合計画等においても平和を推進し、人権を守るために討議し政策化しようとしている。	81	
		・市の責務として、市民の恒久平和と安全を脅かすような施策を講じないことを盛り込む必要がある。	82	
		・の規定の意義が薄れる可能性があるため、B案に反対である。	83	
の規定について	・B案に対する意見(2件)	・市民生活は、「平和」なくしては成立しないため、抜かしてはならない。B案がフィットすると思う。川崎市では「平和宣言都市」であるため、平和をさらに強調したい。	84	
		・「平和と安全」という文言を「国防上の安全保障的な表現...」とするのは短絡的ではないか。語意の受け取り方ではないか。	85	
の規定について	・C案に対する意見(7件)	・C案に賛成。「恒久平和に...努める」とは具体的に何をするのかははっきりしない。平和に対する個人のアプローチの仕方は様々であり一つの方向で統制することはよくない。	86	
		・C案に賛成。「平和と安全」は市民の責務なのか。	87	
		・平和については前文にも規定されているため、C案で十分である。	88	
		・恒久平和は市民の責務ではなく権利の方に盛り込むべきである。権利として守られるべきだと思う。	89	
		・市民の責務として強調することはおかしい。の規定は不要である。	90	
		・「恒久の平和と安全」については、具体的な内容がはっきりしないため、責務として規定しない方がよい。悪用されることを懸念する。	91	
		・もともと自治基本条例に平和の規定をするのはおかしい。真摯な自治への取り組みの成果として平和があると思う。	92	
		・生活環境の保全も規定すべき(1件)	・環境の内容について、より具体的に規定できないか。地球環境だけでなく、生活権に対する違反行為には罰則を設けるべき。	93
		・環境保全にもCSRが必要である(1件)	・市民が家庭生活での行為をする上で、CSRが必要であり、社会的責務であると考え(環境を保全する意識など)。	94
		・「魅力ある地域環境を保全する責務」を盛り込むべき(1件)	・地球環境と同時に「魅力ある地域環境を保全する責務」を謳ってほしい。	95
の規定について	・他者への気遣いが協働の根底として必要(1件)	・自分が活動をするにあたり、他者を気遣うことが協働の根底に必要ではないか。	96	
	・市民の参加の前提は選挙権を行使すること(1件)	・市民の参加の前提は選挙権を行使することである。	97	
の規定について	・発言に責任を持たない市民参加者への対応を考慮すべき(1件)	・発言に責任を持たない市民参加者が多数いるという現実への対応は。	98	
	・負担の内容を具体的にすべき(2件)	・負担の分担について、税の負担、その他の負担を具体的にすべきでは。市政運営に応分の負担を分担の具体的な内容としてはどうか。	99	
その他	・権利・義務の規定に反するものに対する罰則規定が必要(1件)	・権利・義務の規定に反するものに対する罰則的な規定が必要ではないか。	100	
			101	

対象項目	意見概要	個別意見	番号		
(3)事業者の社会的責任	・(開発)事業者への規制を厳しく規定すべき(6件)	・もっと明記すべき(内容を掘り下げる必要がある)。	102		
		・CSRという考え方だけでは不十分である。法に適合していることを錦の御旗にして、まちや緑を壊す事業者を規制するための具体的なルールやツールをつくるべきである。	103		
		・事業者が勝手に事業に進出、撤退することにより、まちの様子が変わるため、しっかりと規制をつくるべきである。	104		
		・事業者として、当該地域で開発をしようとする企業を明示してほしい。	105		
		・「事業者の社会的責任」という文言は、「市民の責務」と対置するには軽い(「～に努めなければなりません」は「～の責務を持ちます」よりも軽い表現である)。	106		
		・事業者の社会的責任の具体的実現を図るため、「別に条例に定める」と規定してはどうか。	107		
		・事業者の環境配慮や地域貢献活動の後押しを考慮すべき(1件)	・事業者の自主的な取り組みではあるが、環境配慮や地域貢献の活動を促進するために市民として、これらの活動の後押しを考えるべきである。	108	
		・事業者の個人情報の保護について規定すべき(1件)	・企業の個人情報保護についてしっかりと明記するべきである。	109	
		・事業者の定義は何か(1件)	・「事業者」とは何か。NPO等も含むのか。	110	
		(4)コミュニティ(コミュニティと市民との関係)	・コミュニティにおける担い手としての市民個人の意識向上が必要(1件)	・コミュニティは市民がつくっていくもののため、市民個人が役割を担うという思いが必要である。	111
・まちづくりは人づくりであり、そのシステムをどうするか。	112				
(市とコミュニティとの関係)	・コミュニティとの関わりにおける行政の役割を明確にすべき(1件)			・行政の役割を明確にして上で、コミュニティの役割を考えるべき。	113
	・市のコミュニティに対する支援について考慮すべき(3件)			・協働の原則から考えると市が「支援」するという言葉は適当であるか。	114
				・市民活動をどこが支援していくのか。	115
その他	・コミュニティ側からのアプローチが必要(1件)			・テーマコミュニティがそれぞれの課題を解決していく上で、支援は誰の声を、いつ、どこで受け止めていくのか。	116
	・地域コミュニティとテーマコミュニティとの関係を考慮すべき(1件)			・コミュニティこそ協働してはどうか。	117
	・地域コミュニティの課題(世代交代、体制再構築、活性化等)を解決すべき(9件)			・地域コミュニティとテーマコミュニティ(市民団体)をどのようにつなげていくのか。	118
				・町内会、自治会の関係を明確にするべきである。	119
				・町内会・自治会はもともと行政のための組織として、行政がつくったという感があるため、自主組織として考えてもよいのか。	120
				・町内会・自治会組織の疲弊は事実である。行政も協働の相手を見失っているところがあり、地域における問題の発見、共有が行政も町内会もできていない(努力不足)。	121
				・町内会・自治会の世代交代と団塊の世代退職後における地域への参加をどうするか。	122
				・人間関係が希薄になり、自治会がつくりにくくなっている(緊急事態でも無い限り必要性を把握しにくい)。	123
				・新しい住民が町内会等に参加しない。役員が地域の顔役など限定されている。もっと開かれたものにするために町内会、自治会のあり方を見直してはどうか。	124
				・地域コミュニティは、古い町内会によって担われている。一部の地主層が町内会組織の役職を占めている現状は、未だ農村共同コミュニティにすぎない。	125
				・川崎市の町内会・自治会の加入率は72%であり、住民自治の受け皿はこれらを除いてないと思う。	126
	・自律的市民が町内会、自治会のメンバーとなり、再生を図ることも方法として考えられる。			127	
	・テーマコミュニティにNPOやワーカーズ・コレクティブを含めるべき(1件)			・テーマコミュニティに市民活動団体(NPOやワーカーズ・コレクティブ)を入れるべきである。	128
	・テーマコミュニティを支援する行政窓口を一本化すべき(1件)			・テーマコミュニティではあらゆる分野の支援を必要としている。未だ保健福祉、教育の(行政)窓口が一本化されてくたらい回しになりがちである。	129
	・コミュニティの単位を考えるべき(4件)			・町会、自治会の位置づけがない。住民の基本的なコミュニティ単位として明確にしてほしい。	130
・地域コミュニティの範囲は、小学校区の10分の1以下(200~300世帯)ではないか。また、その拠点をどうするか。		131			
・コミュニティ形成について、小学校区や中学校区での具体的な腹案はあるのか。		132			
・コミュニティの大きさの考え方として、小学校区ごとに解決できる仕組みをつくる必要がある。		133			
2 議会					
(議会の設置及び議員の宣誓)	・議員の宣誓を実効性のあるものにすべき(1件)	・宣誓の効果儀礼的にすぎないのであれば、あまり意味はないのでは。実効性のあるものにしてほしい。	134		
	(議会の権限と責務)	・市民参加の推進は、議会の役割と意義に抵触するのでは(1件)	・市民参加の推進は、議会の役割と意義に抵触しないのか。	135	
(議員の責務)	・「開かれた議会運営」について具体的に規定すべき(1件)	・「開かれた議会運営」とはどのようなことを指すのか。あいまいな表現ではないか。	136		
	・議会運営条例を制定すべき(1件)	・議会(運営)条例など、議会の責務を条例としてつくってほしい。	137		
	・議会運営をよりよく機能させることについて考慮すべき(4件)	・議会は行政のチェック機関である(大統領制である地方自治体ではなおさら)ため、与野党という発想で市の方針に対し、ノーチェックではおかしいと思う。	138		
		・夜間、休日の議会開会に賛成。議会を身近なものにするためにも本会議程度は夜に行ってはどうか。	139		
		・議会の様子を地元テレビ局等で放映して実際の討論がわかるようなシステムを。	140		
		・市民の要望事項の説明は議員が行うべき(現在は市長)。	141		
・議員の役割の拡充を図るべき(2件)	・議員はあまりに不勉強である。常任委員会で「よくわからないため、教えてください」と行政に質問している姿は情けなく見える。政策スタッフや議員の立法能力の拡充を。	142			
・議員の情報共有の責務について具体的に規定すべき(1件)	・直接市民主義と間接市民主義との関係で、市民から選ばれた議員でも責任と権限とリーダーシップ、あるいは調整役としてのどの程度信頼できるか疑問である。問題解決のためのプロジェクトを設ける必要がある(今は課題)。	143			
	・議員の情報共有と議会広報の関係はどうするか(1件)	・議員として、市政の情報をどのように市民に伝え、情報の共有を図るかが不明確ではないか。	144		
	・の規定について、議会広報との関係はどうするか(情報の乱発では)。	145			

対象項目	意見概要	個別意見	番号
その他	・議会に関する規定は直接請求で行うべき(1件)	・市長が(自治基本条例における議会の条項を)提案しにくいのであれば、直接請求で行えばよいのでは。	146
	・議会に男女平等参画の機会を設けるべき(2件)	・(議会、審議会等で議席の)クォーター制(男女半々)をつくる。 ・生活者の視点を基本におく議会を目指すための一つの方法として、女性議員を5割にする方針も必要。	147 148
	・国等への議会意見を述べる際には「市として」という表現を用いるべき(1件)	・国会や関係行政庁への意見は、「議会として」ではなく、「市として」ではないか。議会が市から独立しているように思う。	149
	・「議会と議員活動の原則」を規定すべき(1件)	・「議会と議員活動の原則」をもっと明確に条文化する必要がある。	150
3 市長・行政			
(1) 市長その他の執行機関 (市長の設置)	・市長の設置規定について見直すべき(3件)	・「市長を設置」、「議会を設置」とわざわざ規定する意味は何か。 ・市長や議会の設置根拠は地方自治法ではないか。 ・現行(の法令等で定められている設置規定)を改めて規定するのはどうか。	151 152 153
	・「市長」の使い分けを明確にすべき(1件)	・機関としての市長と、個体としての市長が混同されてはいないか。	154
(市長等の宣誓)	・市長等の宣誓は行うべき(1件)	・市長等の宣誓は是非行ってほしい(アメリカ大統領の就任宣誓のように)。	155
	(2) 行政運営	・どのような行政運営を規定しようとしているのか。	156
の規定について	・行政運営の具体的内容について規定すべき(3件)	・行政運営の規定におけるポイント(標題となるキーワード)は何か。 ・行政の責務について、自治基本条例で市民の権利と義務を規定しているレベルと行政の責務のレベル差がかなりあるのではないか。	157 158
	・情報公開を簡易かつ迅速に行う制度づくりに対する言及が必要(1件)	・情報公開を簡易かつ迅速に行う制度づくりへの言及が必要ではないか。	159
の規定について	・市民意見を反映した市長提案づくりを行う仕組みが必要(1件)	・市長は議会に行政案を提出する前に市民提案を踏まえた案(予算案を含めて)をつくるように、市民提案のまちづくり条例をつくるべき。	160
の規定について	・「協働によるまちづくり」の内容を具体的に規定すべき(1件)	・「協働によるまちづくり」とは言葉としてはよいが、具体的にわかりにくい(行政の逃げの言葉にも感じる)。	161
の規定について	・協働によるまちづくりを推進するために行政側からのアプローチが必要(2件)	・困っている人(とその内容)や自分の力を発揮したい(できる)人とのコーディネートをもっと行政は上手くできるようにすべきである。 ・市民の自主的な活動において、協働のための共通認識とそれを持つことができるようにする行政からのアピールが必要である。	162 163
	・具体的な内容を規定すべき(1件)	・具体的なイメージがわからない(例:こども文化センターと老人いこいの家の相互支援など)。	164
の規定について	・規定内容を見直すべき(1件)	・「法令の解釈は、この条例の趣旨に則り…」という規定はよくないと思う(運用を図るという表現ならば可)。	165
の規定について	・「庁内提案制度」を盛り込むべき(1件)	・行政に「庁内提案制度」を取り入れて業務の効率化を推進してほしいという意見は今回の条例に盛り込まれているのだろうか。	166
その他	・市民に委ねるべきものは委ねるという表現を(1件)	・市民が運営した方が効率的な事業は市民に委ねるという方針を明らかにする表現を。	167
(3) 計画的な行政運営	・総合計画を議会の議決事項に(2件)	・総合計画は議決案件にするべきである。 ・議会の議決事項の拡大化を図るように求めるべきである(例:基本計画)。	168 169
	・総合計画の見直しにおいて市民参加をとり入れるべき(1件)	・総合計画の見直しについては、市民による討議が必要である。上位計画に位置づけることはできないか。	170
	・計画的な行政運営に例外(柔軟性)を持たせるべき(1件)	・長期な展望に立つ総合計画を前面に出したことはある程度理解できるが、時代の変化が激しいときに、固執することは考える余地があると思う(例外を認めるべきである)。	171
	・市民に委ねるべきものは委ねるという表現を(1件)	・市民が運営した方が効率的な事業は市民に委ねるという方針を明らかにする表現を。	172
(4) 行政組織のあり方	・、アの中に「効果的」という規定を盛り込むべき(1件)	・、アの中に「効果的」という言葉を盛り込んだ方が、(2)「行政運営」の規定に合うと思う。	173
(5) 財政運営等	・自治体運営の中にCSR的な概念の導入を(1件)	・自治体運営の中でもCSR的な考え方により事業を進める必要がある。	174
	・予算の執行過程における透明化を(1件)	・行政の海外出張について、誰が、いつ、どのくらいの期間、どこへ行ったかという情報の公開を図るべきだと思うが公開されているのか。パブリック・コメントや評価制度の対象にしてはどうか。	175
(6) 苦情、不服、侵害に対する措置	・税金の使途は市民が決めるべき(1件)	・税金の使途は市民が決めるべきである(例:NPO支援のために使う)。	176
	・苦情等の処理機関は独立化すべき(1件)	・現状の苦情処理機関である市民オンブズマンはほとんど役に立たない。監査委員会も同様であり、市から独立した機関にしないと機能しないのでは。	177
	・苦情の取り扱い範囲を再考すべき(1件)	・オンブズマンへの訴えは行政に関することに限定されているが、苦情処理の範囲はそれでよいのか。	178
	・行政は苦情に対し常に傾聴を心がけるべき(1件)	・「市政に関する苦情」といっても、実際には本来、行政主体で対応すべきではない内容も多いのでは(もちろん行政は傾聴する姿勢をくずしてはいけない)。	179
	・本項の「市民」と他の「市民」との使い分けが必要(1件)	・ここでの「市民」は、不平・不満を言うようなお客様な市民を連想させるため-1で定められた市民像と相応しいと思う。	180

対象項目	意見概要	個別意見	番号
4 区			
(区及び区役所の規定について)	・区を行政の基本単位にすべき(1件)	・区を行政の基本単位として位置づけ、市は連邦的な(政府)として位置づけるところまで進めるべき。	181
	・行政区を市にすべき(1件)	・7区を7市に(基礎自治体の単位として130万人の人口は多すぎる)。	182
(区役所の役割と責務)	・市と区の間を具体的に規定すべき(4件)	・市と区の間をどのように表現されているのか(仙台市では違法ピラの撤去を巡り区と市の見解が相違しているようである)。	183
		・自治基本条例における市と区の間が不明確である。地域における責任を区に与えるべきである。	184
		・区役所の充実が結構である。特別区ではないため、限度はあることから、全市的な調整が必要である。	185
		・行政サービスの内容によっては、「区の独自性」以前に市の方針の確立が大前提となるものもあるが、「区」の重視という動きに押されて市と区の間関係に疑問を感じる。「区の独自性」が市からの丸投げにならないような関係づくりを。	186
	・区長(区役所)の役割を明確に規定すべき(4件)	・市長が各区のことに直接責任を持つのは大変であるため、区長の役割を明確にしてほしい。	187
		・区長の位置づけがされていない。	188
		・区の基本となる役割を条例の中で明確にするべき。	189
		・区は市のミニ版なのか。「区自治基本条例」のようなものを想定しているのか。	190
		・行政(施策等)の継続性の担保は、区民にとって大切であるため、規定してほしい。	191
		・区独自の職員の配置(短期間で移動しないように)。	192
・区行政における継続性の担保を(職員異動等)(3件)	・業務によっては、区を知り尽くしてよりよいサービス提供ができるものもあるが、人事異動等を理由に問題解決が不十分になるケースがあるのは残念。東京都23区との違いを感じることもある。	193	
・区役所強化の内容を具体的に規定すべき(1件)	・区役所の強化の内容を盛り込んでほしい(区役所機能に関する別枠規定を設けてほしい)。	194	
・区役所に行政の総合窓口を設置すべき(1件)	・区役所に総合的な窓口を設置し、内容によりの確な(担当部署への)配分を行うようなシステムを確立してほしい。	195	
(区に関する市長の責務)	・区長の公選制等について規定すべき(6件)	・区長の公選制を。	196
		・区長公選制度を実施する(その他の制度との関連性を要する)。	197
		・区議会議員の選出を妨げている地方自治法の改正を。	198
		・区長公選制度の採用とその対応策を。	199
		・区長の選任権を区長に与えるような規定を盛り込んでほしい。	200
		・区長はどのように決めるのか(単なる市の職員か市長のスタッフ的な存在か)それにより権限が変わると思う。	201
		・区民会議の構成等	202
		・区民会議の構成について、民主的に選ばれた納得のできる人材を選ぶシステムはあるのか。	203
		・区民会議の構成とその選出方法については、当然考えられていると思う。	204
		・区民会議の構成の選出などには、区民へのPRを図るべきである。	205
・区民会議の構成は、区民の代表ということで、地域実力者が名前を連ねるのではあまり意味がないと思う。	206		
・区民会議に議員を入れるべきではない。	207		
・区民会議に賛成。横浜市の例を参考にしてほしい。	208		
・区民会議について、構成メンバーの検討の中で、県議会議員は市政に関する議決機関の議員ではない(ことを考えるべき)。また、市議会議員は市民の一人であることは間違いのないため市民としてメンバーにいられてはどうかということを考えればどうか。いずれにせよ、議員と十分に意見を交換してほしい。	209		
・区民会議と市民活動団体との連携の仕組みが必要(1件)	・区民会議を設置するだけでは自治は推進されない。幅広く市民活動団体と連携する等の仕組みが必要である(区民会議の規定はアリバイ的な印象を拭えない)。	210	
・区民会議の設置等を見直すべき(3件)	・区民会議は、現在の区政推進会議と同様の形式的な組織になるような気がする。	211	
	・川崎市に「区民」は存在しないため、区民会議はありえないのでは。	212	
	・区民会議において、幅広い区民の参加によって検討する場合、意見集約を行うことは大変困難である。どのような運営を想定しているのかわからないが、自治基本条例で位置づけることに少々疑問を感じている。	213	
・区ごとにテーマ別の市民議決組織を設置すべき(1件)	・例えば、区ごとに「福祉議会」のようなテーマ別による市民が決定できる機関を設置してはどうか。	214	
(区の予算の確保)	・区民の要望を反映する予算の確保権限を区に与えるべき(1件)	・区ごとのまちづくりにおいて、区民の要求にあわせた施設整備予算等を確保する権限を区に与えるべき。	215
	・本庁各部局の予算と区の予算(要望)はどのように調整されるのか(1件)	・市の暫定予算案は9月頃には決定されているようだが、各部局ごとの予算と区の特性に合った要望は、どのように調整されるのか。	216

対象項目	意見概要	個別意見	番号
自治拡充推進のための制度等			
1 情報共有による自治の営み			
(1) 情報提供	・「市民にとって必要な」という規定は必要ない(1件)	・「市民にとって必要な」という規定をわざわざ入れることはないのでは。誰がそれを判断するのか。	217
	・情報提供の方法等に関する情報を提供すべき(1件)	・情報の提供の仕方、決定に至るまでの過程についての情報がほしい。	218
	・施策等の途中段階における情報提供が必要(6件)	・(施策等の内容が)固まる前(途中段階)の情報がほしい。	219
		・まちづくりに関する開発行為などの情報は申請が出た段階で行政が市民に公開すべき。	220
		・情報を市民への伝達が遅すぎる。決定の前から市民が関わられるようにすべき。	221
		・市民に情報が知らされないことが多い。(方針が定まらないうちに)早めの情報公開をするべきだと思う。	222
		・知らない間に音楽ホールやマンションが建設されている。立案段階で市民に知らせてほしい。	223
		・川崎市のごみの有料化について、問題が山積している中で、今年4月にいきなり有料化が実施された。制度の見直し、または市民の意見を取り入れた試行期間が必要ではないか。これは、パブリック・コメントとしてとりあげられるのか。	224
	・行政職員による情報提供が必要(2件)	・70%の職員が市内に居住しているという現実から、その職員がいかに地域へ情報を提供していくかが一つの方法ではないか。	225
		・「情報提供」という理念を職員に徹底させる方法はないか。	226
	・市民にわかりやすい情報提供が必要(1件)	・市民に「わかりやすい」情報の流し方が必要である。縦割りの組織では分断されたぶつ切りの情報に成りがちではないか。	227
	・情報提供に関する規定が多すぎる(1件)	・報告書案の様々な箇所(議会の規定等)で情報提供についての規定があるが、情報の乱発になり、返って混乱しないか。	228
	(2) 情報公開	・情報公開における法的問題への対応を考慮すべき(1件)	・情報公開について、内部告発と守秘義務について法的に問題がある場合にはどうするのか。
・情報の不開示理由を明確に示すべき(3件)		・情報公開における非公開の項目を具体的に示してほしい。ブラックボックスをなくすような条文が必要である。	230
		・施策検討過程という理由で不開示にする例が多い。決定後の開示では手遅れになる。	231
		・個人情報という理由で、社会的影響の大きい情報が非公開される例が多すぎる(特に事業者関係)。	232
(3) 個人情報保護	・個人情報保護の徹底を(1件)	・個人情報保護の徹底を。	233
	・「コントロールする」という言葉を日本語にすべき(1件)	・「コントロールする」は日本語に(「制御する」、「管理する」、「支配する」など)	234
2 参加・協働による自治の営み			
(1) 総合計画等への参加	・計画への参加をより実質的に保障すべき(2件)	・市民が主役であるならば、まちづくりの具体的な事業計画について、計画段階から市民参加で立案にタッチできる制度をつくる必要があるのでは。	235
		・総合計画への参加について、市民の参加がもっと実質的に保障されるべきである。	236
	・参加をあえて規定する意味は何か(2件)	・(特に総合計画をあげて)参加して何を指すのか。	237
		・現在(の総合計画の策定に市民)は参加していないのか。	238
(2) 審議会等への参加	・公募を原則にする理由について、解説に具体的に規定すべき(1件)	・公募を原則にする理由についての解説が不足していると思う。	239
	・公募が実際に機能するような規定を設けるべき(1件)	・「協働」という言葉を満たすためだけの形だけの公募にせず、真の意味での公募になるように条例に規定すべき。	240
	・公募枠を拡充すべき(1件)	・公募枠を現在の倍以上にし、学識者枠を減らし学識者も市内在住者にすべき。	241
	・公募委員の選出について透明化を図るべき(2件)	・公募委員の選任のあり方が不透明である。これを透明にしなければ公募枠を広げても変わらない。	242
		・審議会等の委員を公募する場合、人選の経過や応募人数、委員の実名を公表すること。	243
	・公募委員(特に学識者)の選出の仕方や任期等の見直しをすべき(5件)	・審議会のあり方の根本的見直しを。アセスの審議会のように1人の人が何十年も会長を務めているのはおかしい。専門家に学識経験者は学会の縦割りに支配されている。	244
		・審議会の委員の構成は職種や立場(議員)等により、かなり障壁がある。要綱を改正しないと市民参加への壁は厚い。	245
		・審議会等における学識経験者は、市内在住者(=納税者)から選んでほしい。	246
		・審議会の学識者の選定についても透明化すべき。	247
		・長期・兼任の多い委員の見直しや再任の見直しをするべき。	248
	・審議会への子どもの参加について配慮すべき(1件)	・子どもに関わる施策についての審議会には子ども(18才未満)の参加の配慮を。	249
	・審議会への市民参加を具体的に規定すべき(1件)	・審議会への市民参加は当然だと思うが、現在はどのような規定でこれをどのように変えるのか。	250
	・課題別の審議会を開催すべき(1件)	・審議会等は課題別(テーマ別)に開催してほしい。	251
・市民によるフォーラムの開催を(1件)	・問題が発見された場合、市民自身がフォーラムを開けるような施策を。	252	
・常設の市民と行政の協議の場を(1件)	・日常的に市民と行政等が自由に協議できる(意見交換、市民の考え方の整理、市民育成等のため)協議会の設置を。	253	
(3) パブリック・コメント制度	・「パブリック・コメント」という用語を日本語で表現すべき(1件)	・「パブリック・コメント」を日本語にできるか。	254
	・現行制度についてもパブリック・コメントの対象とすべき(1件)	・パブリック・コメントは、新しい施策だけでなく、現制度にも範囲を広げていくべきである。	255
	・パブリック・コメント制度を十分に機能させるために市民の案に対する学習時間を保障すべき(1件)	・パブリック・コメント制度が十分に保証されるだけの学習時間を十分に保証するべき。	256
	・行政はパブリック・コメントに対する応答責任を十分に果たすべき(3件)	・パブリック・コメントの現状のあり方の点検と反省をしてほしい。市民が行政に意見を出しても答えは相変わらず官僚的な紋切り型で、これでは意見を出す気がなくなる。	257
		・パブリック・コメントについては、すでに行われているシステムをもっと進めてただ意見を聞き取っておわりにしないように対応してほしい。	258
		・市は市民意見を聞くだけで取り上げないことが多い。	259
	・パブリック・コメント制度を条例化する場合は、既存の類似制度もあわせて条例化すべき(1件)	・条例化の際は、パブリック・コメントだけを特別扱いせず、既存の制度(手紙、公聴など)の根拠にもなる条文にした方がよい。	260
(4) 評価	・評価を活かす対象を明確にすべき(1件)	・評価を何に活かすのか。	261
	・評価指標を考慮すべき(5件)	・評価の基準(ものさし)は。	262
		・どのような評価基準があるのかを明示する必要があるのではないか。	263
		・評価のものさしをどう考えるのか(例、福祉など採算性が難しい部門など)。	264
		・評価の基準として「コスト管理」が必要である。行政施策における経費の使われ方に対する評価はあるのか。	265
		・施策事業評価の指標に人権の視点はどのように入るのか。	266
		・評価自体を市民がしないのか。(項目、指標は明記しているか)。	267
	・評価は外部(市民、第三者機関)が行うべき(2件)	・市が自ら評価するのではなく、客観的な評価ができる第三者機関に委ねるべきではないか。	268

対象項目	意見概要	個別意見	番号
(5) 住民投票制度	・住民投票の型を十分に検討すべき(1件)	・個別型と常設型のメリット、デメリットを検討して採用すべき。常設型を前提にしているのでは。	269
	・住民投票条例を制定すべき(1件)	・住民投票は、条例化しないと実現が困難だと思うが、他都市での事例ではほとんど失敗していることをふまえて検討しているのか。	270
	・住民投票における必要事項を自治基本条例に盛り込むべき(2件)	・投票権者、発議要件等の根幹部分も別の条例に任せてしまうのか。	271
	・住民投票の結果について「尊重」以上の拘束力を持たせるべき(1件)	・発議の要件等を具体的に自治基本条例で定めておいた方がよい。	272
	・区単位などで住民投票を実施すべき(1件)	・住民投票の結果について「尊重」以上の拘束力を持たせることはできないのか。	273
	・住民投票のコストを下げるために、区や関連町会に限定した投票をできるようにしてほしい。	・住民投票の対称事項は誰が定めるのか(1件)	274
	・住民投票制度の「重要事項」はどこで、誰が決めるのか。	・住民投票の結果と議会の議決ではどちらが重視されるのか(1件)	275
	・住民投票制度は為政者の応援的なものとして使われやすい。市長が発議して住民投票をした場合、議会と住民投票はどちらが重視されるのか。	・住民投票の投票権者について検討すべき(3件)	276
	・「住民」の定義は。「市民」とは別なのか。	・「住民」の定義は。「市民」とは別なのか。	277
	・住民投票制度の投票権者として、高校生(16才以上)年代の参加の可能性も検討してほしい(若者の社会参加は重要)。	・住民投票の投票権者として、高校生(16才以上)年代の参加の可能性も検討してほしい(若者の社会参加は重要)。	278
	・住んでいる所よりも勤務している所の環境を重要している人が多いため、勤務地での投票権も必要である。	・住民投票の投票権者として、高校生(16才以上)年代の参加の可能性も検討してほしい(若者の社会参加は重要)。	279
	・住民投票において情報提供を十分に行うべき(2件)	・直接民主主義はよいが、常に討議する民主主義とセットで考えないと権力を持つ側の道具にされる可能性がある。情報提供が十分に行われ、討議するプロセスをショートカットしないことが前提である。	280
	・住民投票の争点となる情報について、市民とともに議論した結果を情報提供してほしい。	・住民投票の争点となる情報について、市民とともに議論した結果を情報提供してほしい。	281
(6) 協働のための施策整備等	・中間支援組織の積極的な推進を行うべき(1件)	・市民と行政が直接“対峙”するのではなく、市民自らが育ち合うために、市民の中間組織を積極的につくり、進めるという施策を。	282
	・税制等の制度について規定すべき(2件)	・地方税のあり方まで視野に入れた制度の制定を。	283
	・自治体によるNPOへの融資制度等も視野に盛り込むべきである。	・自治体によるNPOへの融資制度等も視野に盛り込むべきである。	284
	・協働推進のためのルール(条例等)を定めるべき(5件)	・市民事業を位置づけ、その活動を推進するために条例化するべき。	285
	・協働推進のための具体的な条例が必要である。	・協働推進のための具体的な条例が必要である。	286
	・公共事業を担う(当然のこと)市民事業者をどのような施策をもって整備するのか、条例制定を。	・協働とは、生活に必要なサービスを提供していくことがあり、その時々ニーズは市民が一番敏感なため、社会が必要とするサービスを臨機応変に提供できる「市民事業者推進条例」の策定を。	287
	・協働とは、生活に必要なサービスを提供していくことがあり、その時々ニーズは市民が一番敏感なため、社会が必要とするサービスを臨機応変に提供できる「市民事業者推進条例」の策定を。	・施策整備等について、具体的な事業や組織の設置等を盛り込まないと形骸化するのでは。	288
	・施策整備等について、具体的な事業や組織の設置等を盛り込まないと形骸化するのでは。	・市民からの協働提案を評価する第三者的機関等の制度を導入してほしい。	289
	・協働事業の評価す関を設置すべき(2件)	・協働事業の審査会を設置する(行政だけで決定しない)。	290
	・市民が公共の担い手になることを規定すべき(2件)	・公共の担い手は市民であり、その後方支援をするのが行政であるとする「公共」の考え方を明確にしてほしい。	291
	・市民自治とは行政任せにした、生活における事業を自らの手に取り戻すことと考える。	・市民自治とは行政任せにした、生活における事業を自らの手に取り戻すことと考える。	292
	・協働を推進するための横断型行政組織について規定すべき(1件)	・行政の縦割りが協働を行いにくくしているため、行政内部の横断的なネットワークについて言及した方がよい。	293
	・協働施策の内容を明確にすべき(1件)	・具体的に何をやるのか。	294
・協働のための施策整備に関わる課題をどうするか(2件)	・地縁組織の見直しや地域でのかわり方をどうすべきか。	295	
・「公共的な課題」に対する認識の差が行政内にも市民にも存在する。	・「公共的な課題」に対する認識の差が行政内にも市民にも存在する。	296	
・国や他の自治体との関係について	・「公共的な課題」に対する認識の差が行政内にも市民にも存在する。	297	
国や他の自治体との関係について	・国との調整主体を明確にすべき(1件)	・市と国の対立を誰が調整するか明確に規定してほしい。	298
	・国際的な交流、連携等について考慮すべき(4件)	・市民の責務に(地球市民としての環境への責務)があるため、国、県、他の自治体だけではなく、国際交流活動も入れたらどうか。札幌市基本自治条例の私案(神原私案)のように「多様な主体との協力」という規定であると拡がりができると思う。	299
	・国際的な連携はないのか。	・国際的な連携はないのか。	300
	・平和、人権、環境エネルギーなどのテーマは、市民社会が主導的に動いて推進している状況である。NGOやNPOが国を超えて活動している現状からも、その拡がりをもこの部分で表現してほしい。	・平和、人権、環境エネルギーなどのテーマは、市民社会が主導的に動いて推進している状況である。NGOやNPOが国を超えて活動している現状からも、その拡がりをもこの部分で表現してほしい。	301
	・市は国と対等であれば、独自の判断で外交的な施策を検討していくことが必要である。	・市は国と対等であれば、独自の判断で外交的な施策を検討していくことが必要である。	302
	・市町村との広域連携を重視すべき(1件)	・都道府県のあり方を見直し、市町村の広域的なつながりを検討してはどうか。	303
	・国の規制に超然とすべき(1件)	・貴重な緑を守りぬくために農家を市民が支援する意思があっても、法律の壁があり難しい。国の規制を超えて市、独自の条例を。	304
	・「国...と対等・協力の関係にある」という規定を見直すべき(1件)	・国とは対等ではないのでは。	305
(仮称)川崎市自治推進委員会			
(仮称)川崎市自治推進委員会	・推進委員会の役割、根拠、意義申し立ての機会や調整事項を検討、規定すべき(2件)	・推進委員会の役割、根拠、意義申し立ての機会と調整事項を規定すべき。	306
	・不服申し立てはオンブズマンに行うという話があったが、この推進委員会への申し立て制も検討してほしい。	・不服申し立てはオンブズマンに行うという話があったが、この推進委員会への申し立て制も検討してほしい。	307
	・推進委員会の権限、構成等を考慮すべき(3件)	・推進委員会の組織構成と権限はどうするのか。	308
	・議会のチェック機能との兼ね合いをどうするか。	・議会のチェック機能との兼ね合いをどうするか。	309
	・自治全般を把握して本当にチェックできるかどうか疑問である。	・自治全般を把握して本当にチェックできるかどうか疑問である。	310
	・市長の諮問機関という位置づけを見直すべき(3件)	・市長の諮問機関ではなく市民「自治」を「推進」する実行性、実態性があり、行動する組織を創ってもらいたい。諮問機関という位置づけは不要である。	311
	・市長からの諮問内容について、市長に都合のよくないことを審議できるのか。	・市長からの諮問内容について、市長に都合のよくないことを審議できるのか。	312
	・市民がつくる「自治推進委員会」としてはどうか。	・市民がつくる「自治推進委員会」としてはどうか。	313
	・自治推進の人材育成について考慮すべき(1件)	・市民自治推進の人材の育成をどうするのか。	314

対象項目	意見概要	個別意見	番号
その他の意見			
	・自治基本条例は必要ない(1件)	・自治基本条例は必要ない。	315
	・条例化を成功させたい(1件)	・行政の意識改革とやる気で、この条例を成功させよう。	316
	・条例化には多くの市民との討論が必要(1件)	・条例にするためには、多くの市民との討論が数多く必要である。	317
	・条例制定までの動きを見守る必要がある(1件)	・報告書案がそのまま条例案になるとは思えない。行政や法律の専門家に負けないよう、制定までしっかりと見守ろう。	318
	・条例制定後の実効性を高めるためにどうするか(2件)	・条例の理念や定義を定めることは理解できるが、それらに血を通わせるため、市民意識、自覚を高めるためにPRをどのように進めていくのか。	319
		・条例ができた後に実現化していくためのプロジェクトが必要である(制度ではなく)。	320
	・自治基本条例に地域の課題解決を図る根拠が必要(2件)	・この条例により、個々の乱開発や緑を破壊する事業に対して実効性のある規制をどう行うのか。	321
		・地域的な課題を話し合いで解決するための制度の根拠となるものを自治基本条例で謳ってほしい。	322
	・教育に関する条項を盛り込むべき(1件)	・教育に関する条項を盛り込む必要がある(市長が任命しているにもかかわらず教育委員会の顔が見えない)。	323
	・市民議会を設置すべき(1件)	・市民により形成される市民議会をつくり、市民と行政の中間的な組織として位置づけてはどうか。	324
	・直接請求のシステムは真に市民立法の手段になるように改めるべき(1件)	・直接請求のシステムは真に市民立法の手段になるように改めるべきである。	325
	・国に対する対抗基準を持つべき(1件)	・市民自治と言っているのならば、国と対抗できる基準を持つべきである。国家や権力者のエゴイズムを許すべきではない。	326
	・検討委員と他の市民との格差を埋める必要がある(1件)	・検討委員とそれ以外の市民の意識の差が広がっているため、同じにする方策が必要である。	327